

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
1 建築物（駐車場を含む。）及びこれに附属する施設に関する整備基準		1 建築物（駐車場を含む。）及びこれに附属する施設に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
[略]		[略]	
4 便所	(1) [略] (2) 不特定多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める基準 ア [略] イ 洗浄装置は、 <u>くつべら式</u> 、光感知式その他の操作が容易なものとする。こと。 ウ [略] (3) (1)及び(2)の便所を設ける場合には、次に定める基準 ア [略] イ 床には、 <u>車いす</u> を使用している者（以下「 <u>車いす使用者</u> 」という。）が使用する際に支障となる段を設けないこと。 ウ [略] エ ウの水栓器具を設けた手洗いのうち、1以上の手洗いの高さは、75センチメートル以上80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上の <u>け込み</u> を設けるなど <u>車いす使用者</u> の使用が容易なものとする。こと。	4 便所	(1) [略] (2) 不特定多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める基準 ア [略] イ 洗浄装置は、 <u>靴べら式</u> 、光感知式その他の操作が容易なものとする。こと。 ウ [略] (3) (1)及び(2)の便所を設ける場合には、次に定める基準 ア [略] イ 床には、 <u>車椅子</u> を使用している者（以下「 <u>車椅子使用者</u> 」という。）が使用する際に支障となる段を設けないこと。 ウ [略] エ ウの水栓器具を設けた手洗いのうち、1以上の手洗いの高さは、75センチメートル以上80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上の <u>蹴込み</u> を設けるなど <u>車椅子使用者</u> の使用が容易なものとする。こと。
[略]		[略]	
7 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、 <u>車いす使用者</u> が円滑に利用することができる駐車施設（以下「 <u>車いす使用者用駐車施設</u> 」という。）を100区画未満にあっては1以上、100区画以上	7 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、 <u>車椅子使用者</u> が円滑に利用することができる駐車施設（以下「 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> 」という。）を100区画未満にあっては1以上、100区画以上

	<p>にあつては2以上設けること。ただし、機械式の自動車車庫で、常時勤務する者により当該車庫への出入りがなされる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) <u>車いす使用者用駐車施設</u>を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し、<u>車いす使用者</u>が安全に利用することができる場所に設けること。</p>
8 利用円滑化経路	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、<u>すべての人が安全かつ円滑に利用できる経路</u>（以下「利用円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 利用円滑化経路を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（直接地上へ通ずる出入口のある階から利用居室、政令第14条第1項第1号の<u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「<u>車いす使用者用便房</u>」という。）又は<u>車いす使用者用駐車施設</u>のある階との上下の移動のない建築物を除く。）には、利用円滑化経路を構成するエレベーター（キに規定するものを除く。）を設けること。</p> <p>カ～ク [略]</p> <p>ケ 排水溝を設ける場合の溝蓋にあつては、次に定める基準</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>車いす</u>のキャスター等が落ち込まないものとする。</p> <p>(3) [略]</p>
[略]	
12 洗面所	<p>不特定かつ多数の者が利用する洗面所を設ける場合には、次に定める基準に適合する洗面所を1以上設けること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

	<p>にあつては2以上設けること。ただし、機械式の自動車車庫で、常時勤務する者により当該車庫への出入りがなされる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し、<u>車椅子使用者</u>が安全に利用することができる場所に設けること。</p>
8 利用円滑化経路	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、<u>全ての人</u>が安全かつ円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 利用円滑化経路を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（直接地上へ通ずる出入口のある階から利用居室、政令第14条第1項第1号の<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「<u>車椅子使用者用便房</u>」という。）又は<u>車椅子使用者用駐車施設</u>のある階との上下の移動のない建築物を除く。）には、利用円滑化経路を構成するエレベーター（キに規定するものを除く。）を設けること。</p> <p>カ～ク [略]</p> <p>ケ 排水溝を設ける場合の溝蓋にあつては、次に定める基準</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>車椅子</u>のキャスター等が落ち込まないものとする。</p> <p>(3) [略]</p>
[略]	
12 洗面所	<p>不特定かつ多数の者が利用する洗面所を設ける場合には、次に定める基準に適合する洗面所を1以上設けること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

	<p>(3) (2)の水栓器具を設けた洗面器のうち、1以上の洗面器の高さは、75センチメートル以上80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上の<u>け込み</u>を設けるなど<u>車いす使用者</u>の使用が容易なものとする。</p>		<p>(3) (2)の水栓器具を設けた洗面器のうち、1以上の洗面器の高さは、75センチメートル以上80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上の<u>蹴込み</u>を設けるなど<u>車椅子使用者</u>の使用が容易なものとする。</p>
13 浴室	<p>医療施設、社会福祉施設、宿泊施設又は公衆浴場において不特定かつ多数の者が利用する浴室を設ける場合には、次に定める基準に適合する浴室を1以上（男子用及び女子用の区別のあるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(3) [略]</p>	13 浴室	<p>医療施設、社会福祉施設、宿泊施設又は公衆浴場において不特定かつ多数の者が利用する浴室を設ける場合には、次に定める基準に適合する浴室を1以上（男子用及び女子用の区別のあるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(3) [略]</p>
14 観覧席	<p>(1) 観覧席を設ける場合には、次に定める基準に適合する<u>車いす使用者用</u>の席を確保すること。</p> <p>ア <u>車いす使用者用</u>の席の幅は、90センチメートル以上、奥行きを120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ <u>車いす使用者用</u>の席の数は、席の総数が100席以下の場合にあっては1以上、100席を超え400席以下の場合にあっては2以上、400席を超える場合にあっては2に400席を超える席数200席ごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>ウ <u>車いす使用者用</u>の席の床は、水平であること。</p> <p>(2) 観覧席を有する室の出入口から(1)の<u>車いす使用者用</u>の席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 高低差がある場合には、次に定める基準に適合する傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) <u>勾配</u>は、12分の1（高低差が16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</p>	14 観覧席	<p>(1) 観覧席を設ける場合には、次に定める基準に適合する<u>車椅子使用者用</u>の席を確保すること。</p> <p>ア <u>車椅子使用者用</u>の席の幅は、90センチメートル以上、奥行きを120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ <u>車椅子使用者用</u>の席の数は、席の総数が100席以下の場合にあっては1以上、100席を超え400席以下の場合にあっては2以上、400席を超える場合にあっては2に400席を超える席数200席ごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>ウ <u>車椅子使用者用</u>の席の床は、水平であること。</p> <p>(2) 観覧席を有する室の出入口から(1)の<u>車椅子使用者用</u>の席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 高低差がある場合には、次に定める基準に適合する傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) <u>勾配</u>は、12分の1（高低差が16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</p>

	(イ) [略]
15 カウンター及び記載台	カウンター又は記載台を設ける場合には、そのうち1以上は、高さを75センチメートル程度とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上の <u>け込み</u> を設けるなど <u>車いす使用者</u> の使用が容易なものとする事。
16 公衆電話台	(1) 公衆電話台を設ける場合には、そのうち1以上は、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上の <u>け込み</u> を設け、プッシュボタンの高さを90センチメートル以上100センチメートル以下とするなど <u>車いす使用者</u> の使用が容易なものとする事。  (2) (1)の公衆電話台へ通ずる出入口を設ける場合には、次に定める基準 ア [略] イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の <u>車いす使用者</u> が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
[略]	
19 水飲み場	水飲み場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める基準に適合する水飲み器を設けること。  (1) 飲み口の高さを75センチメートル程度とし、下部に高さ65センチメートル以上で <u>車いす使用者</u> の使用に支障がない奥行きを有する <u>け込み</u> を設けるなど <u>車いす使用者</u> の使用が容易なものとする事。  (2) [略]
20 現金自動支払機及び券売機	(1) [略]  (2) (1)の現金自動支払機へ通ずる出入口を設ける場合には、次に定める基準 ア [略] イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の <u>車いす使用者</u> が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 鉄道の駅（1の表に規定する部分を除く。）に関する整

	(イ) [略]
15 カウンター及び記載台	カウンター又は記載台を設ける場合には、そのうち1以上は、高さを75センチメートル程度とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上の <u>蹴込み</u> を設けるなど <u>車椅子使用者</u> の使用が容易なものとする事。
16 公衆電話台	(1) 公衆電話台を設ける場合には、そのうち1以上は、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上の <u>蹴込み</u> を設け、プッシュボタンの高さを90センチメートル以上100センチメートル以下とするなど <u>車椅子使用者</u> の使用が容易なものとする事。  (2) (1)の公衆電話台へ通ずる出入口を設ける場合には、次に定める基準 ア [略] イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の <u>車椅子使用者</u> が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
[略]	
19 水飲み場	水飲み場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める基準に適合する水飲み器を設けること。  (1) 飲み口の高さを75センチメートル程度とし、下部に高さ65センチメートル以上で <u>車椅子使用者</u> の使用に支障がない奥行きを有する <u>蹴込み</u> を設けるなど <u>車椅子使用者</u> の使用が容易なものとする事。  (2) [略]
20 現金自動支払機及び券売機	(1) [略]  (2) (1)の現金自動支払機へ通ずる出入口を設ける場合には、次に定める基準 ア [略] イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の <u>車椅子使用者</u> が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 鉄道の駅（1の表に規定する部分を除く。）に関する整

備基準

整備項目	整備基準
[略]	
2 通路	<p>1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る通路（4に定める基準に適合するエレベーターが設置される場合は、当該エレベーターの昇降路を含む。）は、次に定める基準</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該通路のうち、それぞれ1以上の通路は、次に定める基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 高低差がある場合には、(4)に定める基準に適合する傾斜路及びその踊場又は<u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u>（建築基準法の規定に適合する昇降機で専ら<u>車いす使用者</u>の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>ウ 1に定める基準に適合する改札口並びに4に定める基準に適合するエレベーター及び<u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u>の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 通路に設けられる傾斜路及びその踊場にあつては、次に定める基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>勾配</u>は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるもの（<u>勾配</u>が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ・オ [略]</p>
[略]	
4 エレベーター	<p>前年度における1日当たりの平均乗降客数が3,000人以上の鉄道の駅の1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る経路において5メートル以上の高低差がある箇所</p>

備基準

整備項目	整備基準
[略]	
2 通路	<p>1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る通路（4に定める基準に適合するエレベーターが設置される場合は、当該エレベーターの昇降路を含む。）は、次に定める基準</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該通路のうち、それぞれ1以上の通路は、次に定める基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 高低差がある場合には、(4)に定める基準に適合する傾斜路及びその踊場又は<u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u>（建築基準法の規定に適合する昇降機で専ら<u>車椅子使用者</u>の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>ウ 1に定める基準に適合する改札口並びに4に定める基準に適合するエレベーター及び<u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u>の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 通路に設けられる傾斜路及びその踊場にあつては、次に定める基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>勾配</u>は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるもの（<u>勾配</u>が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ・オ [略]</p>
[略]	
4 エレベーター	<p>前年度における1日当たりの平均乗降客数が3,000人以上の鉄道の駅の1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る経路において5メートル以上の高低差がある箇所</p>

には、次に定める基準に適合するエレベーターを設けること。

- (1) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。
- (2) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (3) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。
- (4) かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (5) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (6) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。
- (7) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (8) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(7)に規定する制御装置を除く。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。
- (9) [略]
- (10) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。
- (11) かご内の背面には、車いす使用者が戸の開閉状態及びかご内の広さを確認できる平面鏡を設けること。
- (12) かご内の側板に手すりを設けること。

5 便所

- (1) 1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る経路又は乗客乗降場に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める基準

には、次に定める基準に適合するエレベーターを設けること。

- (1) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。
- (2) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (3) 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとすること。
- (4) 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (5) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (6) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。
- (7) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (8) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(7)に規定する制御装置を除く。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。
- (9) [略]
- (10) 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。
- (11) 籠内の背面には、車椅子使用者が戸の開閉状態及び籠内の広さを確認できる平面鏡を設けること。
- (12) 籠内の側板に手すりを設けること。

5 便所

- (1) 1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る経路又は乗客乗降場に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める基準

	<p>ア <u>車いす使用者用便房</u>が設けられていること。</p> <p>イ <u>車いす使用者用便房</u>及び当該便房が設けられている便所の出入口にあつては、次に定める基準</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ <u>車いす使用者用便房</u>を設置した旨を、当該便房を有する便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。</p> <p>(2) 1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る経路又は乗客乗降場に不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便房を設ける場合には、そのうち1以上の便所に次に定める基準に適合する小便器を1以上設けること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 洗浄装置は、<u>くつべら式</u>、光感知式その他の操作が容易なものとすること。</p> <p>(3) (1)及び(2)の便房を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 床には、<u>車いす使用者</u>が使用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ ウの水栓器具を設けた手洗いのうち、1以上の手洗いの高さは、75センチメートル以上80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上の<u>け込み</u>を設けるなど<u>車いす使用者</u>の使用が容易なものとする。</p>		<p>ア <u>車椅子使用者用便房</u>が設けられていること。</p> <p>イ <u>車椅子使用者用便房</u>及び当該便房が設けられている便所の出入口にあつては、次に定める基準</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ <u>車椅子使用者用便房</u>を設置した旨を、当該便房を有する便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。</p> <p>(2) 1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る経路又は乗客乗降場に不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便房を設ける場合には、そのうち1以上の便所に次に定める基準に適合する小便器を1以上設けること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 洗浄装置は、<u>靴べら式</u>、光感知式その他の操作が容易なものとすること。</p> <p>(3) (1)及び(2)の便房を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 床には、<u>車椅子使用者</u>が使用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ ウの水栓器具を設けた手洗いのうち、1以上の手洗いの高さは、75センチメートル以上80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上の<u>蹴込み</u>を設けるなど<u>車椅子使用者</u>の使用が容易なものとする。</p>
6 案内板等	<p>案内板等を設ける場合には、主要な案内板等は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>車いす使用者用便房</u>を設置した便房がある場合には、その位置を表示すること。</p>	6 案内板等	<p>案内板等を設ける場合には、主要な案内板等は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>車椅子使用者用便房</u>を設置した便房がある場合には、その位置を表示すること。</p>

[略]

### 3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道、地下道その他の歩行者用通路（以下「歩道等」という。）	歩道等を設ける場合には、次に定める基準 (1) [略] (2) 歩道等の巻込部における歩道等と車道とのすりつけ及び横断歩道における歩道等と車道とのすりつけにあつては、次に定める基準 ア すりつけ <sup>こう</sup> 勾配は、12分の1を超えないこと。 イ 車道と歩道等とは、縁石等で区画するものとし、 <u>車いす使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (3)～(5) [略]
[略]	

### 4 公園等（1の表に規定する部分を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	1以上の出入口を設ける場合には、次に定める基準 (1) [略] (2) <u>車いす使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (3) [略] (4) <sup>こう</sup> 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。
2 園路	1に定める基準に適合する出入口から園内の主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路は、次に定める基準 (1) [略] (2) <u>車いす使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (3) [略] (4) 傾斜路の <sup>こう</sup> 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこととし、必要に応じて、踊場を設けること。 (5) 排水溝を設ける場合の溝蓋は、滑りに

[略]

### 3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道、地下道その他の歩行者用通路（以下「歩道等」という。）	歩道等を設ける場合には、次に定める基準 (1) [略] (2) 歩道等の巻込部における歩道等と車道とのすりつけ及び横断歩道における歩道等と車道とのすりつけにあつては、次に定める基準 ア すりつけ <sup>こう</sup> 勾配は、12分の1を超えないこと。 イ 車道と歩道等とは、縁石等で区画するものとし、 <u>車椅子使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (3)～(5) [略]
[略]	

### 4 公園等（1の表に規定する部分を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	1以上の出入口を設ける場合には、次に定める基準 (1) [略] (2) <u>車椅子使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (3) [略] (4) <sup>こう</sup> 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。
2 園路	1に定める基準に適合する出入口から園内の主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路は、次に定める基準 (1) [略] (2) <u>車椅子使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (3) [略] (4) 傾斜路の <sup>こう</sup> 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこととし、必要に応じて、踊場を設けること。 (5) 排水溝を設ける場合の溝蓋は、滑りに



くい仕上げとし、かつ、車いすのキャスタ  
一等が落ち込まないものとする。

(6) [略]

[略]

くい仕上げとし、かつ、車椅子のキャスタ  
一等が落ち込まないものとする。

(6) [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。